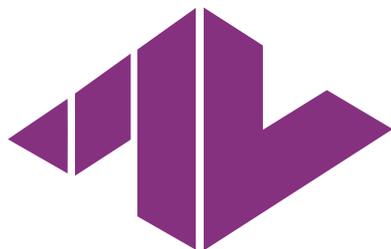


都留

市議会だより



第136号 平成17年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



全国大会に向けてのグラススキー練習（サンパーク都留）

六月定例会

6月10日

本会議

（開会）

◎ 諸報告

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 提出議案の市長説明並びに
所信表明

◎ 専決処分報告

◎ 議案審議

◎ 議案及び請願の委員会付託

6月16日

◎ 一般質問

6月20日 総務常任委員会

社会常任委員会

6月21日 経済建設常任委員会

6月24日

本会議

◎ 委員長報告

◎ 議案審議

（閉会）

平成十七年六月定例会

六月定例会は、六月十日招集され、会期を二十四日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出案件として、条例制定案二件、条例改正案三件、平成十七年度補正予算案一件、人事案件四件、承認六件、その他の案件三件が上程され、それぞれ原案どおり可決（同意・承認）されました。議会関係としては、先の定例会から継続審査となっていた請願一件及び今議会提出の請願一件が上程され、慎重な調査審査の結果、それぞれ採択となりました。採択となった平成十七年請願第三号に伴う意見書案一件が提出され、可決されました。

市長の所信表明



市長 小林義光

本日、平成十七年六月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことにご苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げると共に、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、「三位一体改革」をめぐる「国と地方の協議の場」が、四月二十八日に再開されました。

この中で、全国知事会・全国市長会などの地方六団体は、三兆円の税源移譲を確実に実施するため、「個人住民税」の姿とその工程を早期に明示するよう要請し、さらに、三兆円の補助金改革の内、昨秋の「政

府・与党合意」で先送りされた六千億円について、地方案に沿った「社会福祉施設・公立文教等施設整備国庫補助負担金」、「社会保障・文教関係の経常国庫負担金」を、優先するよう強く求めました。

特に、我々地方六団体が示した百四十八項目の補助金改革案の内、「政府・与党合意」に盛り込まれたのは、暫定措置となっている「義務教育費国庫負担金」を含めた、四十一項目に留まっており、今後は全体像に含まれなかった百七項目を、どれだけ残る六千億円を、ボックスに入れて税源移譲を凶るかが、大きな課題となっているところであり

ます。

一方、地方交付税につきましては、政府が昨秋にまとめた「三位一体改革の全体像」においては、「平成十七年・十八年度は適切に財源措置を行う」とされておりましたが、その後「経済財政諮問会議」から、十八年度予算において交付税額縮減を推進する方針が打ち出され、財務省も相乗りする意向が表明されました。

地方分権確立のため、三位一体改革の中核となる交付税改革は当然必要だと考えますが、財政力の弱い本市のような地方都市にとりましては、三位一体改革はいわば諸刃の剣になる可能性があります。

現在、所得税から住民税への税源移譲が予定されておりありますが、元々市税収入の少ない本市では、補助金カットの影響額の方が大きくなることも予想され、これまで以上に地方交付税の財源調整機能と財源保障機能の役割が重要となっております。

本来、地方交付税は、国が地方に代って徴収する地方税で、地方の固有財源であり、住民生活に必要な行政サービスを確保するため財力の格差を調整する機能をもち、地方の自立に必要な不可欠のものであります。

今月下旬に予定されている「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇五」いわゆる「骨太の方針」策定に向けて、地方交付税改革論議が再び本格化することが予想されて

おり、今後、真の地方自治が確立出来る三位一体改革の実現に向け、地方の意見が正確に反映された改革が行われるよう市長会等を通じ、危機感を持って強く要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしても、人類史的とも言える劇的な変化の中、現下の地方行政を巡る状況は、我が国の地方行政制度が確立して以来、最大の転機を迎えております。

本市におきましても、今後、一段と厳しい行財政経営を余儀なくされると予想されますので、徹底した行財政改革を推進し、コストの削減と効率化に努めると共に、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力を高め、柔軟で質の高い小さな組織を整え、多様化、高度化・複雑化する住民ニーズに対して、透明性の高い的確な選択と集中を断行できようような、財政的にも政策的にも自立した、地域の総合行政主体の構築を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

現在、本市では「個性輝

く創造社会」「持続可能な定常社会」「互恵・共生社会」を三つの目指すべき地域社会像として掲げ、その実現のため、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくり「市民自治つる21」を推進しており、その確かな具現化に向け、平成十八年度から十年間の基本方針となる「第五次長期総合計画」の策定作業を進めております。

この長期総合計画は、様々な計画の上位計画となる総合的・包括的な計画であり、市民の皆様からのご意見や提言をできる限り反映させることが基本であります。

このため本年一月、市内の十六歳以上の市民二千人を対象とした「市民意識調査」を実施し、さらに、四月から、インターネットを利用した「市民千人まちづくり会議」をホームページ上に開設したほか、直接、地域住民の声を聞くため、五月十六日より、市内七地区で、「第五次長期総合計画の策定」をテーマに、「未来を拓く都留まちづくり会議」を開催いたしました。

これらを通じて寄せられました貴重なご意見やご提言は、長期総合計画の基本事項を審議し、その素案を策定するため市民三十人からなる「市民まちづくり会議」を設置いたしてありますので、この中での議論に最大限に反映させてまいりたいと考えております。

また、去る五月二十三日には、各界で活躍されている本市ゆかりの方々が集まりである「桂山会」総会において、現在、本市が第五次長期総合計画の策定に取り組んでいることに併せ、「これからのまちづくりの視点」や、「学生のまち都留市の振興策」などをテーマに懇談が行なわれ、元地方分権改革推進会議議長で、東芝会長の西室泰三氏や、中央教育審議会会長で、元慶応義塾大学塾長の鳥居泰彦氏など多くの会員の皆様から、外からの視点による貴重なご提言が寄せられましたので、これらについても「市民まちづくり会議」に、資料として提出したところであります。

今後、あらゆるチャンネルを通して、市民と職員の手づくりによる地域に

根差した、地域の特色を生かしたスマート・グロース（賢い成長）により、スマートシティ（賢い都市）を実現する新長期総合計画を策定してまいりたいと考えております。

行財政改革の推進について

本市では、平成十四年十二月に、「第三次都留市行財政改革大綱」、平成十五年二月に、「第三次都留市行財政改革実施計画」を、それぞれ策定し「協働」、「自立」、「効率」の三つの視点に基づき、百二十二の推進項目を定め、現在、全力をあげて、その推進に努めているところであります。今後、一層の改革を推進していくためには、情報の公開と共有化を積極的に進め、さらなる市民の皆様のご理解とご協力を頂くことが必要不可欠であります。

この一環として本市では、行財政の現状と課題の把握を目的とする「行政評価」の実施や公表、また、政策の立案などに際し、市民の意見を反映させる「パブリック・コメント制度（市民意見提出制度）」など、

新たな行政手法の導入にも努めているところであります。

本年度、さらに、第三次都留市行財政改革大綱並びに実施計画に基づき、平成十七年度を起点とし、概ね二十一年度までの具体的な取組みを数値目標化し、市民にわかりやすく明示した「第三次都留市行財政改革集中改革プラン」を策定するため、この度、市の広報紙やインターネットを通じて「ここが無駄だよ！市の仕事」と題して、市民の視点で、市の仕事の無駄と思うところや、改善案などを公募することといたしました。

また、限られた資源を積極的かつ効果的に活用し、自主財源を確保するため、広報、市ホームページ、封筒など、市が作成する印刷物等に有料広告の掲載を行うことといたしました。

この度「都留市有料広告掲載に関する要綱」を定め、「広報つる」並びに「ホームページ」の広告掲載の募集を開始いたしましたので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成十七年度電源地域振興計画策定事業について

本事業は、関東経済産業局が所管する電源地域の自立発展を図るため、地域の特性を踏まえた社会的、経済的、広域的な視点からの電源地域の振興計画の策定支援を目的とするものであり、本市では、市制五十周年を記念して制定したキャッチフレーズ「人いきいき・リニア翔る学園の城下町つる」の具現化に向け、新たな専門教育機関の誘致や学生人口の拡大、さらに生涯学習の振興等を目指した、計画の策定を行う調査事業を要望していただきましたところ、この度、関東経済産業局管内で、本市のほか三自治体の調査事業が採択されました。

今後、関東経済産業局から調査事業を受託した財団法人広域関東圏産業活性化センターが中心となり、本市や大学の関係者、並びに、学識経験者による委員会が組織され、第五次長期総合計画の策定と連携し、



「教育首都つる」を目指したまちづくりのため、調査研究が行なわれ、本年度中には報告書が作成されることになっております。

防災対策について

昨年十月の「新潟県中越地震」は、内陸部で発生する直下型地震の脅威を、改めて私達に強く認識させたところでありませぬ。

また、今年三月の福岡県西方沖地震は、大地震の発生が予想されていない空白地域で起きた自然災害として、私達の記憶に新しいところであり、全国的な視点での震災対策を再点検することが急務とされております。

このような中で、本県で最も発生が懸念されている東海地震は、百々百五十年周期で発生すると考えられており、一八五四年の「安政東海地震」から百五十年が経過した現在、地震が発生する可能性が高く、被害軽減対策が緊急の課題となっております。

このため今年五月、山梨県では、九年ぶりに「東海地震被害調査」の見直しを行い、東海地震が発生した場合の県内全域の被害想定

を発表いたしました。

この中で、県内の震度は、ほぼ全域で五弱以上となり、死者は最大で三百七十一名、重軽傷者は六千七十三名、建物は七千四百十六棟が全壊することが予想され、本市におきましては、ほぼ市内全域で震度五強以上となり、死者は最大で四名、重軽傷者は八十二名、要救助者十七名、住居制約者数四千六百三十三名、建物は四百七十五棟が全半壊、斜面崩落は六十箇所に及ぶと想定されております。

今回の東海地震被害調査は、本市の地震防災対策における基礎資料として大いに活用していかねければなりません。あくまで一つの目安であり、実際の発生時には地震動をはじめ、被害の状況は想定と異なることも予想されております。

地震などの大規模災害時には、市を始めとする行政機関、ライフライン各社を始めたとする公共企業による「公助」の迅速で的確な対応が、勿論大切であります。様々な防災機関が同時に全ての現場に向かうことは不可能であり、時間がか

かります。

災害発生時には「自助」と呼ばれる、自分の手で自分や自分の家族・財産を守る備えと行動、「共助」と呼ばれる、近隣の皆さんが協力して地域を守る備えと行動が重要であります。

そのため普段から家庭や地域での役割分担や避難場所、連絡方法等の確認、また、非常持出品や非常備蓄品の備え、さらに防災訓練への参加や家庭・地域でのコミュニケーションを深めておくなどの防災対策の充実をお願いするものであります。

また、六月五日には、山梨県中部を震源とする震度六弱の地震発生を想定し、防災行政無線による情報伝達訓練、職員の非常参集訓練、被害状況受伝達訓練、災害対策本部設置訓練など、様々な訓練を実施したところであります。

今後とも本市の防災対策の状況を様々な角度から調査・研究し、今年度の「都留市地域防災計画」を、より実行性と内容のある計画として策定してまいります。

福祉有償運送

について

平成十二年の介護保険制度並びに、平成十五年の障害者支援費制度がスタートしたことに伴い、訪問介護事業所等が自己の所有する車両を使用して、介護を必要とする高齢者や障害者を対象に、通院などの介護移送サービスや生活支援サービスを実施する事例が、全国的に拡大してきたことにより、道路運送法上の「いわゆる白タク行為」との関連が法的に問題となつてきたところであります。

この福祉有償運送は、「移動制約者や過疎地住民等であらかじめ会員登録している者を対象として、NPO等の非営利団体が有償運送する場合、地方公共団体が設置する運営協議会において審議し、国土交通省が一定の手続き、要件のもとに、これを許可する」としたもので、道路運送法第八十条第一項の許可基準に關して、大幅な緩和措置が図られたところでありませぬ。

このため、厚生労働省と国土交通省において、その取り扱いについての協議が続けられてきた結果、平成十六年三月「介護輸送にかかる法的取扱方針」として、両省の基本的な考え方が取りまとめられ、国土交通省よりの通達が示され、非営利の市民団体などが、タクシー事業の許可を受け

ずに、高齢者や障害者用の車椅子やストレッチャーのためのリフトなどの、特殊な設備を備えた車両による「福祉有償運送」が公的に認められることになりました。

また、福祉有償運送事業の実施を希望する市内の法人につきましては、現在、訪問介護事業所と障害児のデイサービス事業所の二事業所が、各々NPO法人を設立し、早期の事業開始に

向け準備を進めているところでありま。

本市におきましても、公共交通機関の利用者減少による赤字バス路線の廃止や縮小が進む中、地域住民、特に高齢者や障害者の方の移動手段の確保が課題となってきた状況などを勘案し、福祉有償運送の早期実施に向け、今日八月、県内の市町村に先駆けて「都留市福祉有償運送運営協議会」を設置いたしました。

この協議会において、安全性の確保や移送サービスの必要性、方法などについて、十分な協議をいたしたところでありま。が、県下初の福祉有償運送事業が本市からスタートするところを、大いに期待しているところでありま。

都留文科大

について

教員養成系の定員抑制撤廃に伴う、既存学科の定員見直しにつきましては、六月九日に、文部科学省への届け出を済ませたところでありま。

内容につきましては、初等教育学科の定員を百五十名から百八十名に、国文学

科、英文学科、社会学科、比較文化学科の定員をそれぞれ、百名から百二十名に増員するものでありま。

この定員増により、全体で五百五十名の定員が六百六十名へと百十名の増加となり、大学の経営基盤の強化につながるものと期待しているところでありま。

また、平行して進めております社会学科の再編につきまして、教育研究機関に需要動向調査を委託していただきましたが、報告書が提出されましたので、その内容の精査と検討を現在、大学内で行っているところでありま。

この報告書の結論部分では、環境系・地域系とも一定の受験生の確保は可能であるとの見解が示されておりま。ので、現在、社会学科をこの二専攻に再編拡充する方向で検討が進められており、今後のスケジュールといたしましては、本年度中に両専攻のカリキュラム、人事構成、入試方法の詳細の決定、教員人事を行い、来年六月に社会学科の学生定員増を、文部科学省に届け出る予定となつてお

りま。

文化財の指定

について

本市の指定文化財としては、現在、工芸品や考古資料など有形文化財が六十点、上大幡の「八房の梅」など史跡名勝天然記念物が、十八箇所合わせて七十八件が指定されており、「勝山城跡」などの県指定文化財九箇所、「落合水路橋と旧明治医院」の国登録文化財二箇所と合わせますと八十九件の文化財を保存し、その保護を行っております。

今回、新たに文化財の調査を実施いたしましたところ、古くから文人墨客が訪れ名瀑として親しまれてきた「田原の滝」や江戸時代初期の建築様式と伝えられ、貞享二年（千六百八十五年）に建立



された宝鏡寺の「庫裏」、さらに、田原土地区画整理事業の際に、三の側遺跡で出土した「遺物」などを、市指定文化財に登録することといたしました。

今後とも貴重な文化遺産の保護に努め、市内外の人々が本市の歴史や伝統文化を学習・研究するため、また、歴史を生かしたまちづくりのため、大いに活用してまいりたいと考えております。

スポーツの振興

について

本年八月十九日から二十一日までの三日間の予定で、総務省と文部科学省が推進する「スポーツ拠点づくり推進事業」の承認を受けた、グラススキーの全国大会が、「サンパーク都留グラススキー場」において、開催されることとなりました。

この大会の準備のため、去る四月二十八日には、東桂地区自治会連合会や東桂地域協働のまちづくり推進会などの皆様の参加をいた

された「リニア翔る都留のまちから世界へ」に決意いたしました。

なお、出場選手の選考は、六月十八日の関東・中部ブロック選考会を皮切りに各地で行われ、本市におきましても地元選手の養成を目指し、山梨県スキー連盟やサンパーク都留グラススキー連盟の協力を得て、グラススキー講習会を実施し、技術力や競技力を高め、山梨県代表として活躍する選手の発掘・育成に努めると共に、グラススキーの普及・啓発活動に、取り組んでいくところでありま。

鹿留川の清流と渓谷の美しさを誇る「鹿留の原・花暦の里」に、全国各地から集う選手・役員・保護者の皆様を心から歓迎することにより、全国のジュニアが本大会を通じて、未永い交流や友情の絆を深め、忘れ得ぬ思い出を残すことに、高校ラグビーの花園のように、グラススキーの聖地として青少年があこがれ、目標とする、スポーツの拠点づくりを進めてまいりたいと考えております。

6 月 定 例 会 議 案 議 決 結 果

市 長 提 出

承第 5号	専決処分の承認を求める件 (都留市税条例中改正の件)	6月10日	承 認
承第 6号	専決処分の承認を求める件 (平成16年度山梨県都留市一般会計補正予算(第7号))	6月10日	承 認
承第 7号	専決処分の承認を求める件 (平成16年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第4号))	6月10日	承 認
承第 8号	専決処分の承認を求める件 (平成16年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号))	6月10日	承 認
承第 9号	専決処分の承認を求める件 (平成16年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号))	6月10日	承 認
承第10号	専決処分の承認を求める件 (平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第5号))	6月10日	承 認
議第40号	都留市議会政務調査費の交付に関する条例制定の件	6月24日	可 決
議第41号	都留市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件	6月24日	可 決
議第42号	都留市農業委員会委員の選挙による委員の定数条例中改正の件	6月10日	可 決
議第43号	都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	6月24日	可 決
議第44号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件	6月24日	可 決
議第45号	上野原市の設置に伴う山梨県東部広域連合を組織する地方公共団体の 数の増減及び規約中変更の件	6月24日	可 決
議第46号	市道の路線の認定の件	6月24日	可 決
議第47号	指定管理者の指定の件	6月24日	可 決
議第48号	平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算(第1号)	6月24日	可 決
議第49号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	6月24日	同 意
議第50号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月24日	同 意
議第51号	監査委員の選任について同意を求める件	6月24日	同 意
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	6月24日	同 意

議 員 提 出

議員提出意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び 水準の維持向上を求める意見書	6月24日	可 決
-------------	---	-------	-----

請 願 の 審 査 結 果

請願第2号	学童保育費の父母負担軽減を求める請願 請願者 都留市上谷6丁目7-24 新日本婦人の会都留支部 依田 滋子	採 択
請願第3号	義務教育費国庫負担制度を堅持し、 教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願 請願者 山梨県富士吉田市上暮地4-14-5 山梨県南都留地区PTA協議会 会長 滝口 晴夫 ほか	採 択

正・副議長就任のあいさつ



武藤 朝雄 副議長

市議会の活性化と円滑な運営に努め、市政の発展と市民福祉の推進に全力を傾注してまいります。今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。



小林 歳男 議長

市民の皆様には、日頃より市議会に對しまして特段のご理解とご協力を賜りまして心から感謝申し上げます。さて、私たちは去る六月定例会におきまして、議長及び副議長に選出され就任いたしました。このうေနなく光榮に存じますとともに、その責任の重さを考えますと身の引き締まる思いがいたします。その職務の重要性を深く認識し、円滑な議会運営を志して努力してまいる所存でございます。

今、地方財政環境が悪化している中、少子高齢社会への対応、教育文化水準の向上、産業振興等々多くの重要課題が山積しております。これらに的確に対応することが求められております。こうした中、効率的かつ充実した市政の運営を目指すためには、市政のチェック機関である議会の役割が非常に重要であると認識いたしております。

議長に小林 歳男 氏 副議長に武藤 朝雄 氏

六月二十四日の本会議において、近藤明忠議長から辞職願が提出され認められました。これに伴い議長の選挙が行われ、その結果、小林歳男議員が当選いたしました。続いて、梶原清副議長から辞職願が提出され認められました。これに伴い副議長選挙が行われ、その結果、武藤朝雄議員が当選いたしました。

常任委員会・議会運営委員会構成

平成十七年六月二十五日就任

六月二十四日の本会議において、新委員の選出が行われ、各常任委員会・議会運営委員会の委員が選任されました。

総務常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 内藤 季行 |
| 副委員長 | 梶原 清 |
| 委員 | 上杉 実 |
| 〃 | 谷内 秀春 |
| 〃 | 小林 歳男 |
| 〃 | 奥秋くに子 |
| 〃 | 杉本 光男 |

経済建設常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 水岸富美男 |
| 副委員長 | 熊坂栄太郎 |
| 委員 | 小林 義孝 |
| 〃 | 小倉 康生 |
| 〃 | 小俣 武 |
| 〃 | 小俣 義之 |
| 〃 | 武藤 朝雄 |
| 〃 | 堀口 良昭 |

社会常任委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 谷垣 喜一 |
| 副委員長 | 国田 正己 |
| 委員 | 郷田 至 |
| 〃 | 米山 博光 |
| 〃 | 近藤 明忠 |
| 〃 | 藤江 厚夫 |
| 〃 | 杉山 肇 |

議会運営委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 藤江 厚夫 |
| 副委員長 | 小俣 武 |
| 委員 | 上杉 実 |
| 〃 | 近藤 明忠 |
| 〃 | 小倉 康生 |
| 〃 | 梶原 清 |
| 〃 | 堀口 良昭 |

一般質問

六月十六日の本会議において、三名の議員が一般質問を行いました。

杉山 肇議員

○指定管理者制度について
○職員の教育現場への配置について

指定管理者制度

について

問 現在、国や地方の財政状況は、過大な負債を抱え、まさに危機的な状況にあることは、ご承知のとおりであります。

本市においても、市長説明で、冒頭多くのスペースを割いて、述べておりますように、長引く景気低迷、税収の伸び悩みに加え、三位一体改革の影響により、今後、さらに財政的に厳しいものになると予想されます。

その中で市長は、目指す行政として、財政的にも政策的にも自立したものにす

減と効率化に努めるとともに、柔軟で質の高い小さな組織を整えることに、全力をあげて取り組むとしております。

そこで重要なことは、単に経費を抑制、カットすることではなく、住民に対するサービスが変わらないものであるならば、コストの高いシステム・組織から、よりコストの低いシステム・組織へ切り替えることではないかと思うわけであり

そうした中、平成十五年九月、地方自治法の改正により、今までの管理委託制度に替えて、公の施設の管理運営を民間事業者などにも委ねられるようにする指定管理者制度が導入されました。

その目的には、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることとされております。

まさに、指定管理者制度は、よりスリムな行政、小さな政府を目指すことのひとつのツールであると認識しているところであります。

総務省は、先日、なお強力に行政のアウトソーシング等を進めるために、今月中に「民間委託推進研究会」を設置し、地方自治体のスリム化を促そうとしております。

現在、都留市でも一部、同制度を取り入れておりますが、平成十八年九月までに公の施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するか、あるいは、直営にするかの判断をしなければならぬことになっております。

市長説明でも、現在、地方行政は、最大の転機を迎えているという認識でいらつしやいます。この機を好機として捉え、公の施設のあり方をコスト、サービスのあり方によって、その目的が市民ニーズに適合しなくなり、効果が薄らいでいるものなど、ゼロベースでまた、すべての施設を検証しなおし、直営か、指定管理

者制度だけにとらわれず、廃止、統合、民営化なども含めて検討すべきだと思いますが、都留市としての考え方、対応をお聞きいたします。

答 今議会の所信でも申し上げましたとおり、今日の人類史的とも言える劇的な変化の中、本市におきましても、今後、一段と厳しい行財政経営を余儀なくされることが予想され

ますので、徹底した行財政改革に努めるため、本年度、第三次都留市行財政改革大綱並びに実施計画に基づき、平成十七年度を起点とし、概ね二十一年度までの具体的な取り組みを数値目標化し、市民にわかりやすく明示した「第三次都留市行財政改革集中改革プラン」を策定することといたしました。

同プランでは、当然のことながら、事務・事業の再編整理、民間委託の推進、指定管理者制度の活用などと併行し、行政組織の見直しを検討すると共に、職員の定員管理・給与の適正化等の各項目について、数値目標や指標の設定を行なうこととしており、現在、庁

内に私を本部長とする「都留市行政改革推進本部」並びに、そのワーキンググループである「都留市行財政改革推進班」を設置し、六月号広報や市のホームページを通じて募集しております。「ここが無駄だよ市の仕事！」などで、市民の声を最大限に取り入れる中、年内策定に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

議員おたずねの指定管理者制度につきましては、平成十五年九月、地方自治法の一部改正により、民間の活力やノウハウの活用による利用者サービスの向上及び経費の節減などを目的に導入されたものであり、従来、公の施設の管理運営は、公共性の観点より、公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限られておりましたが、株式会社やNPO法人など民間事業者を含め議会の議決により、地方公共団体が指定するものに任せることが可能になり、このことにより公の施設の管理運営が、柔軟に行えるようになりました。

これまで、本市では、平

成十六年四月に、公の施設の管理を行なわせる指定管理者の指定の手續きに関し、必要な事項を定めるため、「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を施行し、同条例に基づき、都留市グリーンロτζジ、都留市宝緑地広場コテージ等を、同年七月一日より都留市観光振興公社に管理委託するなどの取り組みを実施いたしてまいりましたが、この度、戸沢の森和みの里和風コテージの一部完成に伴い、新たに、同コテージの指定管理者を指定するための議案を、今議会に上程したところであります。

今後、現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設の管理のあり方についての検証を行い、特に、平成十五年九月の指定管理者制度の創設に係わる地方自治法改正前の管理委託制度により管理委託している公の施設については、平成十八年九月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設

を廃止すべきか等、管理のあり方について検証を行つてまいります。

また、管理のあり方の検証に際しましては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、また、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め検討し、七月中には検討対象となり百二十九施設すべてについて、基本的な方向性をとりまとめ、市民に対する説明責任を十分に果たしてまいりたいと考えております。

とが適当と判断されまして、年度内には、施設毎の条例案や、指定管理者につきまして、議決を頂き、スムーズに指定管理者制度へ移行ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

いづれにいたしても、指定管理者導入に当たっては、新たな民間事業者が参入準備できるだけの応募期間や、十分な情報提供など、トータルな公平性や、透明性を確保することが重

要であり、様々な機会をとらえ、民間事業者との情報格差を小さくする努力を行なつてまいりたいと考えております。

職員教育現場への配置について

急速に進む少子化、また、地域社会の変化に伴う、子供たちを取り巻く人間関係の希薄化など、社会環境が大きく変化する中で、子供たちに「生きる力」を育もうと、総合的な学習の時間が取り入れられ、各学校においては、体験学習など、それぞれ創意工夫に満ちた授業が行われていると承知しております。

また、近年においては、学校と地域の連携・協力の重要性が叫ばれ、さまざまな地域住民との交流も行われております。

は、限界があるように感じます。

都留市としても、学生アシスタントティーチャー(SAT)事業をスタートさせましたが、さらに一歩進め、常設的な子供たちや教員をサポートできる体制が必要ではないかと思ひます。

先の質問の中で、行政のスリム化について述べましたが、都留市においては、平成十五年二月に第三次都留市行政改革実施計画が示され、その中には、行政システムの簡素化、効率化をうたつており、現在、実施されているところであります。さらに、指定管理者制度などが進めば、行政全体のスリム化が目に見える形で現れ、その結果として、人的な余裕が出てくるのではないかと思ひます。

経験豊かな、俊英な人材を教育現場に入れることにより、学校側にも大きな刺激になると思われますし、子供たちへの学習指導や生活指導だけにとどまらず、学校と地域とのいっそうの連携を深めるための地域担当職員としての位置づけなど、教育現場や子供たちに

とつても大きな力になるものと思ひますが、お考えをお聞きたいと思ひます。



昨今の社会経済構造の急激な変化や人々の価値観、ライフスタイルの多様化等に伴い、家庭や子どもたちを取り巻く環境も激しく変化する中、豊かな心と健全な身体を持ち、主体的に物事に取り組むことのできる子ども達を育成するための教育改革が、緊急かつ重要な課題となっております。

このため本市では、総合学習の時間、特別活動、道徳の授業や本市独自で実施する、個性を育む学校づくり推進事業などにおいて、協働のまちづくり推進会を始めとする、様々な地域の人々や団体と連携する中、創意と工夫にあふれた、特色ある教育活動を積極的に展開し、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりを推進しているところであります。

また、本年度からは、都留文科大学と連携し、大学と教育現場との日常的な研究交流体制を構築する「学生アシスタント・ティーチャー事業」を新たに実施

し、児童生徒への学習指導や学力不振、不登校、障害などの困難をもつ、子どもたちのサポートを行なっているところであります。

ご質問の市職員を常設的に学校の教育現場に配置し、子どもたちや教員を、サポートする体制づくりについてであります。現在、本市の職員の定員管理の状況は、平成十四年度に「第三次都留市行政改革大綱」を指針として策定された「都留市行政改革実施計画」に沿い、事務事業の見直し、民間委託の推進、組織のスクラップ・アンド・ビルド等を行い、人員の削減を図ると共に、職員の適正配置により、一人あたりの業務量の平準化を図っているところであります。

総合計画」及び「第三次都留市行政改革集中プラン」を策定する中で、抜本的な事務・事業の整理・統合、組織の合理化、積極的な民間委託等の推進により、行政のスリム化に取り組み一方、団塊の世代の大量退職に対応した、構成職員の年齢平準化などと合わせ、総合的に判断し、柔軟で適正な職員数の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

現在の「補完性の原理の実現」という大きな潮流の中、地方分権は、一層進み市町村の事務事業は、さらに増加することが予想されておられ、これによる市民サービスの低下を招かないための職員数と職員配置を考えますと、常時、職員を教育現場へ派遣するということは、非常に困難であると考えているところであります。これまで遊びを通じて自然科学の学習などに職員を派遣してきた経過も踏まえ、学校現場から「行政のしくみ」などの職員の能力、知識、経験が活用出来る項目について、講師派遣の要請があれば、行政出前講座等を利用し、積極的

に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

谷垣 喜一議員

○住民基本台帳閲覧の

悪用防止条例(仮称)

について

○内部障害者支援について

○義務教育における

就業体験について

住民基本台帳閲覧の悪用防止条例(仮称)について

問 住民基本台帳は、法制定時昭和四十二年から、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、公開することが住民の利便性増進に役立つものであること等の理由から、原則公開とされてきました。

昭和六十一年の改正により、個人情報保護の観点から政令で定めるところにより、氏名、住所、性別、生年月日の四項目を閲覧対象として限定できるようになると、不当な目的又はそのおそれがある場合等には、閲覧の請求を拒否できるととされました。

で法律上も閲覧の対象を四項目に限定されました。しかし、近年の状況をみると、閲覧制度は幅広く利用されている一方、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化から、その見直しを求める声が多く出ております。また、本年三月には、この閲覧制度を悪用した刑事事件が愛知県内で発生いたしました。

いたしております。本市として、悪徳商法や犯罪から市民を守るため、住民基本台帳の悪用防止条例について、一件あたりの閲覧手数料の引き上げについて、時間料金の設定及び引き上げについて、選挙人名簿抄本閲覧について等、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

答 住民基本台帳は、昭和四十二年の「住民基本台帳法」制定時から公開を原則に、住民の居住関係を公証する唯一の公簿として、また、選挙人名簿の登録など、住民に関する事務の基礎となるものとして、非常に重要な役割を果し、広く活用されてまいりました。

その後、個人情報保護の観点から、昭和六十一年及び平成十一年の二度に渡る法改正により、閲覧の対象を氏名、住所、性別及び生年月日からなる台帳の一部のみに限定すると共に、不当な目的に使用される恐れがある場合等には、閲覧の請求を拒否できるとする法制度の整備が行われてきたところであります。

閲覧制度は、現在でも行

政機関等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されておりですが、議員ご指摘のとおり、近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まると共に、情報の目的外使用や犯罪への悪用等が発生し、同制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となつてきております。

の引き上げ、時間料金の設定及び引き上げ等につきましては、その報告の内容を精査する中、時代の要請に的確に対応した行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

内部障害者支援

内部障害者支援について

問 先日、心臓手術を受けたペースメーカーを装着している市内の婦人より相談を受けました。それは、「携帯電話の普及で人込み

全国で三百三十二万七千人、そのうち内部障害者は八十六万三千人（二五・九％）、肢体不自由の百七十九万七千人（五四・〇％）について二番目に多い割合を示し、じつに身体障害者の四人に一人が内部障害の方であります。しかし、聴覚障害や視覚障害に比べて、内部障害については社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが現状であります。

同じ働きを求められて体を壊したり、退職に追い込まれたり、昇給や賃金で差別されるケースが後を絶たないといわれております。日常生活では、スーパーで障害者用駐車スペースを利用したら警備員から注意を受けたり、電車やバスの優先席に腰掛けたら周囲から冷たい目で見られたり誤解に基づく辛い思いを数多くの方が経験しております。

方々に対する内部障害者の理解拡大と支援について今後の取り組みについてお聞かせ下さい。

答 わが国の障害者施策に基本法に示された障害者のための自立・社会参加の支援などを総合的・計画的に推進するため、「障害者基本計画」（平成十五年度から二十四年度）及び「重点施策実施五カ年計画」（平成十五年度から十九年度）が策定され、それに沿った各種の施策が、展開されているところであります。

そのため、総務省では、閲覧制度を存続させるべきか、存続させる場合に、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか、また、個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか、さらに選挙人名簿抄本の閲覧制度をどのように考えるべきか、などを論点として「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を設置し、去る五月十一日に第一回目の会議を開催したところであります。

「携帯電話の普及で人込みにくいのが怖い。」というのです。こうした手術をした方や先天性の障害をもっている方の、内部障害について調べてみました。

内部障害とは、「体内部に障害を持つ人」のことです。内部機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた人を称しています。

身体障害者福祉法に定め

政府は六月七日の閣議で二〇〇五年版障害者白書を発表いたしました。その中で昨年十二月、障害者やその親族ら千十一人を対象にしたアンケートを紹介され、「障害について知ってほしいこと」について「外見では分からないため理解させずに苦しんでいる障害者もある」との回答が全体の八四・七％を占め、最多だったことを指摘しております。

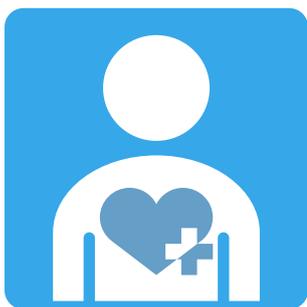
このような辛い経験をしないよう内部障害者とその家族らが「内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会」を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示す「ハート・プラス」マークの普及と理解拡大の輪を広げようと活躍しております。

本市として企業や市民の

これに伴い厚生労働省は、障害のある人に対する理解を深めるため、各種行事などを通じて、啓発・広報活動を実施するほか、学校教育や地域住民への福祉教育、公共サービス従事者に対する障害者理解への促進やボランティア活動によ

今後は、毎月一回の検討会が開催され、十月には最終報告が出される予定となっておりますので、ご質問の条例制定、閲覧手数料

二〇〇一年八月の「身体障害者・児童実態調査」によれば、身体障害者は



ハート・プラスマーク

る地域支援活動等を促進しているところであります。

また政府は、「平成十七年度版障害者白書」におきまして、新たに障害者に対する国民の理解を促進するため、障害者数の全体状況や暮らし、教育、就労、収入、健康、日常生活などに関する情報を公表したところであります。

白書によりますと議員ご指摘のとおり、平成十三年時における全国の在宅の身体障害児・者数は、三百三十二万七千人であり、その内肢体不自由者が百七十九万七千人（五四％）、心臓や呼吸器、腎臓や膀胱・直腸などの内部機能障害者が八十六万三千人（二六％）と全体の約四分の一を、内障害者で占めていることが報告されております。

また、その中で「障害のある当事者からのメッセージ」の募集を行い、その内容についても公表しております。「外見でわかるものだけが傷害ではなく、外見では分らないために苦しんでいる障害もある」また、「障害の種類も程度も様々であり、一律ではない」等の意

見が八〇％以上を占めることが報告されております。

これにより、障害のある方の多くが知ってほしいと希望される内容が明らかにされ、あらためて日常生活などにおける障害者に優しい、きめ細かな施策の推進の必要性を実感したところであります。

そんな中、今国会において審議されております障害者自立支援法案で、平成十八年度中に、市町村障害者福祉計画の策定が義務付けられることなることから、本市におきましても障害の有無にかかわらず、すべての市民が平等に人間としての尊厳を重視され、生涯を通して連帯しながら主体的に、社会参加できる地域の実現を基本理念として、支援費サービス事業の充実や雇用就労の促進、相談事業の充実、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導などと共に、建築物や公共交通機関、歩行区間におけるバリアフリー化の推進などを内容とした、障害者福祉計画を策定するための調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の内部障害者に対する理解拡大と支援につきまして、企業や市民の多くがこのことを認識し、温かい手を差し伸べていたいただけるよう、市の広報を始めとする様々な媒体を通じ、普及・啓発に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

「二一ト」と呼んでいまして、日本において、二一トと呼ばれる若者は、約八十万いと言われていると、このままないもしないと十年後の二〇一五年には百七万人となり、百万人突破するといふ数字が発表されました。こうした二一トの一層の増加に歯止めをかけるためには、「地域や社会と交流することへの、若者の多くに潜む抵抗感を、軽減することが大切である。」と二一ト問題の本を著作いたしました東京大学の玄田教授が申しております。

そこで二一トと呼ばれて

いる人の最終学歴を見ますと、中学卒業のみの方が四〇％を超えております。ですから、義務教育のなかでの就業体験は、仕事に對する心構えと必要性がしっかりと養われると思われ

ます。兵庫県におきましては、全公立中学校において毎年原則六月、もしくは十一月に週五日間の日程で『地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」』と名づけ就業体験を実施し、本年三月「五年目の検証報告」を示しました。初年度の平成十年度から、平成十四年度までの「トライやる・ウィーク」を体験した生徒は、延べ二十七万人余りののぼり、活動支援を行った指導ボランティアは延べ十一万五千人余り、受け入れ活動場所数延べ八万与箇所という支援のもとに大きな成果をあげてきております。

富山県におきましては、「十四歳の挑戦」として同じく五日間の就業体験を実施しております。富山県ではいじめ問題に對する教育であり、兵庫県では一九九七年六月に起きた神戸市での連続児童殺傷

事件を契機とした心の教育としての「生きる力」にも結びついております。

不登校問題や自分の居場

所づくりにもつながるのではないのでしょうか。文部科学省は本年新規事業として、キャリア教育実践プロジェクトを開始いたしました。この中において、中学校を中心とした職場体験・インターンシップの五日間以上の連続実施を実施するとあります。

山梨県を見ますと、新キャリア教育推進事業とい

ましたしまして約三百六十五万円予算計上されております。先ずは、山梨県においてキャリア・スタート・ウィーク支援会議の設置が望まれるわけですが、義務教育における就業体験について、キャリア教育実践プロジェクトについて、今後の取り組みをお聞かせ下さい。



「産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化等を背景に、将来への不透明さが増幅すると共に、就職・進学を問わず、進路をめぐる環境は変化しており、近年、学校卒業後、



係する項目は大きくマイナ
スになっていきます。たしか
に、これらは国の方針や経
済の動向との関連もあり、
それ以上の長期にわたる計
画をしつかり打ち立てるこ
とが必要だと思います。

もう一点、意識調査の結
果を見るとインターネット
利用者は市民の三分の一に
すぎません。おそらく、若
い世代に偏重していると思
われます。市の情報伝達の
手段、市民の意見収集の手
段としては万能ではないこ
とを示しています。広報の
いっそうの充実を含め、多
様な情報伝達の手段を考え
ていく必要があるのではな
いかと思います。いずれに
しても市制の舵取りを間違
わないために、日ごろから
つかみにくい市民意識や要
求をしつかりつかむ、その
ためには、市民の中に深く
分け入る姿勢が求められ
ているのではないでしょ
うか。

現在、本市では、平成
十八年度から十年間の
基本方針となる「第五次長
期総合計画」の策定作業を
市民と職員の手作りによ
り進めておりますが、これ
は、本市における様々な計
画の上位計画となるもので
ありますので、市民の皆様
からのご意見やご提言をで
きる限り反映させることが
基本であります。

そのため、本年一月、市
内の十六歳以上の市民二千
人を対象とした「市民意識
調査」、さらに、四月から、
インターネットを利用し
た「市民千人まちづくり会
議」を、ホームページ上に
開設したほか、五月十六日
より、市内七地区で、直接、
地域住民の声を聞くため、
「第五次長期総合計画の策
定」をテーマとして、「未
来を拓く都留まちづくり会
議」を開催いたしました。

これらを通じて寄せられ
ました貴重なご意見やご
提言につきましては、五月
十三日に設置いたしました
「市民まちづくり会議」に
おいて議論していただくこ
ととしております。

また、市民意識調査の結
果につきましては、五月号

市広報で概要を、また、市
ホームページで市民意識調
査報告書の全容をそれぞ
れ、公表いたしましたところで
ありますが、全体的な評価
指標である「住みよさ」に
ついて、「住みよい」と「ま
あ住みよい」を合わせた「住
みよい意識」では、十年前
の調査と同様の七割を占め
たものの、「住みよい」は
一〇%の減少、「住みにく
い」は二・七%増加するな
ど、厳しい評価となってお
ります。

その内容を個別的に見ま
すと「まちの活気」や「雇
用」面でのマイナス評価が
大きく、「住みやすさ」の
評価に、バブル崩壊後の長
引く景気低迷の影響が色濃
く出ているものと受け止め
ております。

一方で、「自然の豊かさ」
や「歴史と伝統」、「人情の
豊かさ」などは前回同様、
高い評価を得ているのと同
時に、マイナス評価となっ
た「買い物物の楽しさ」や「新
しい情報の得やすさ」、「医
療や福祉での安心感」など
でも、前回調査時よりは改
善している傾向が見られ、

この十年間の本市の取組み
については一定の評価をい

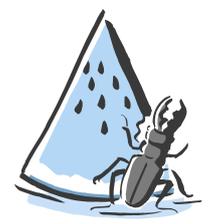
ただいているものと考えて
おります。

また、今回の市民意識調
査の質問項目の全ての満足
度の評価結果を分析します
と、特に、きびしい評価と
なっておりますのが「商店
街の活性化対策」で、「労
働力の確保対策」、「宿泊施
設の整備状況」などを、含
めて、まちの活気を取り戻
す施策を求める市民の声が
多いことが読み取れます。

また、「安全でやさしい
道路」、「夜間や休日の診
療」、「道路交通の安全対
策」、「地震台風等災害対
策」などのマイナス評価が
目立つほか、「今後の市政
に要望したい施設」につ
きまして、一番多かった
のが「防犯灯・街路灯」と
いう結果となっております。安
心・安全のまちづくりを望
む市民の声を反映している
ものと考えております。

いずれにいたしまして
も、今回の第五次長期総合
計画では、市民意識調査の
結果を真摯に受け止め、「ま
ちの活性化」や、「雇用の
確保」、また「安心・安全」
についてを、重要課題と位
置づけ、課題解決に向けた
施策の体系化に努めてまい

ります。



りたいと考えております。
次に、市民のインター
ネットの利用状況ですが、
今回の市民意識調査では、
はじめて市民のパソコンの
所有状況とインターネット
の利用状況の調査を行ない
ました。

結果、二十歳代から四十
歳代では、七割近くの市民
がパソコンを所有している
ということが判明し、さら
に、インターネットの利用
では、その内の七割を超え
る市民が利用しているとい
う実態も浮き彫りになりま
した。

現時点で、インターネッ
トを利用してはいる市民は、
全体で三割ほどであります
が、三十歳代や四十歳代で
は五割を超えるようになって
きておりますので、今後
とも市民への新たな情報伝
達の手段として、広報と共
にホームページの充実にも
努めてまいりたいと考えて
おります。

おります。

サル被害対策

について



市は最近、イノシシとサルの被害対策のパンフレットを作りました。イノシシ対策よりも難しいと思われているサル被害については、機会を見てはふれてきました。三月議会で対策の基本について明らかにしたつもりですが、その上で二点についてうかがいます。

一つはパンフレットをどう生かすかという問題です。パンフレットを出して行政の役割は終わりとするのでしょうか。そうではなくて、たとえば自治会ごとの対策会議を開き、説明・意見交換などをすることで長期の対策を立てる必要があるのではないのでしょうか。野良に人がいなくなったことが一つのサル被害の原因であるとするならば、それを補う人による対策が必要だと思います。地域の人達と行政の連携、こういう努力がなければ将来にわたって地域の農業は守れないと思います。桂川の北側に位置する地域がサルによって野菜作り断念したモデル地域になりかかって

いることに、多くの人が危機感を持っています。この際、逆にサル対策に成功したモデル地域になるような計画とねばり強い取り組みを期待するものです。

もう一点はサルに取り付けたという発信機の活用についてです。発信機でサルの群れの居どころがつかめるということは分かりましたが、それでどういう手を打とうというのか、方針をうかがうものです。



近年の農山村を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や産業構造の変化などにより農林業に携わる人々が減少し、その結果、荒廃した農地や山林が増加し、人と野生鳥獣との境界が人里に近くなってきております。

特に、中山間地においてはサルやイノシシなどによる、農林産物への被害が増加し、農家の耕作する意欲が衰退など、大変深刻な問題となっております。

このため、本市では東部猟友会都留支部に依頼し、年間を通して捕獲・追い払いを行うとともに、サウンドパンチャーや箱オリの貸出し、実証圃での電気柵



サウンドパンチャー

の設置、また、個人や複数の農家が防護柵を設置する場合、購入する資材に対する市単独での助成を行うなど、自然環境の保護や鳥獣との共生という課題にも配慮しつつ、その対策に努めてまいりました。

しかし、これらの方法や手段だけでは十分な被害防止の達成は困難であり、鳥獣の生態に応じた対策が必要との観点から、平成十五年度より県環境科学研究所のご協力をいただき、都留市一円でサルの生態調査を実施しているところであります。

これは、捕獲したサルに発信機を装着し、サルの行動圏を把握することや食性及び被害の発生時期・発生地点等を調査することを目的としており、昨年九月

には生息状況や行動パターン、被害状況などが報告（中間報告）され、本市では、富士吉田市上暮地区から都留市十日市場地区に棲息する西桂群八十頭、大幡地区から川棚地区に棲息する加畑群五十頭、都留市古川渡から大月市大月町真木地区に棲息する小形山群三十頭の三群が確認されました。

それらの状況から、増加する鳥獣害に的確に対応するためには、より広域的な取り組みが必要であると同時に、表裏一体の関係にある鳥獣の適正管理と鳥獣害防止対策や生息地域の調査などを組み合わせた、総合的な対策が求められることから、本年三月に県を中心として、野生動物被害防止対策の強化を図るための「富士北麓・東部地域農作物鳥獣害防止対策会議」が設置されたところであり

ます。パンフレットにつきましては、強化策の一つとして「地域ぐるみでの防止対策の確立と啓発」の推進を図ることを目的に作成したもので、内容としては、本市の鳥獣害対策や被害を防ぐ

ための取り組み等についてまとめたものであります。ご質問の、パンフレットの生かし方とサルに取り付けた発信機の活用でありますが、サルの被害防除につきましても、いまだに効果的な対策は確立されておりませんが、現在のところ「追い払い」が、最も有効な手段といわれており、これには長期的な視点に立った集落単位での住民の連携と協

力が不可欠であります。そのため、パンフレットを集落単位での説明会や意見交換会を開催する際の参考資料として活用していただき、地域住民が一体となつてサルを寄せ付けない環境対策を進めると共に、発信機を付けたサルが集落に近づく情報伝える「接近警報システム」の導入についても検討してまいります。

また、サルに取り付けた発信機を活用して、訓練された犬によるサルの追い払いなど、有効な対策になる可能性が高いと思われる、先進地の対策事例もありませんので、これらについても調査・研究を進めてまいり

ます。

たいと考えております。

いずれにいたしましても、本年度で終了いたしまし生熊調査の結果を踏まえ、た上で、効果的な各種対策を検討すると共に、県に対し、人と自然が共生する森林整備の促進や、鳥獣の捕獲・防除対策への財政支援の拡充等を要望してまいりたいと考えております。

大学への繰り出し金

について

問 議会開会日に一般会計から大学会計への繰り出し金についてた

だしました。国から大学へ来る地方交付税が特別交付税から普通交付税になって三十数年、これまでこれに手をつけることは、いわば禁じ手でした。たしか一度、一億円カットしたことがありますが、それは例外として扱われたはずで、答弁ではこれからのあるということなので、あえて取り上げる次第です。

交付税額に手をつけず大学会計に総額を繰り出したのは、なによりもお金は大学がなければこないお金だということ、第二に、ほかに比較する例がない小さい市で「大学らしい

大学をつくる」ためだったはずで、さらに市は交付税をこえる一般財源を大学に繰り出さない代わりに、体育館やプール、文化ホールなどを大学周辺に建設し、学生が使いやすいように配慮してきました。こうした市と大学の関係があつたからこそ、都留大は発展・充実してきたと思

います。開会日の説明では、大学前駅の建設にお金がかつたことなどを理由にされたようですが、それは設置者としての仕事ではないでしょう。今回、大学への繰り出し金からカットした二億円はそのまま、職員の退職金の準備基金に積みまれました。性格は違いますが、参考までに私学助成の内容をみると教職員の給与が含まれていますから、大学の職員として在籍した職員が本庁に戻って退職した場合、大学が一定の負担をする

し、こういうことがこれからはあるとするならば、誰が見ても合理的といえるルールが必要だと思

います。大学の財政運営もこれから厳しくなることが予想されます。市の一般会計から大学会計への援助は望ま

せん。こうしたもので、地方交付税は一般財源だという論法で、これからも大学への繰り出しを加減する

なから、大学はお金だけでなく大学の将来像をも失うことになりかねません。真剣な検討を求め

ます。いま一点は、大学の交付税額が下げられている問題です。これに歯止めをかける運動とともに、これまでの運動でやり残した、文学部の交付税額の底上げをね

ばり強く要求することが必要だと思

います。ほかの学部と奪い合いをするのはどうかと思

います。家政学の半分とてい

ますが、市も大学も議会も、こぞ

つて国に働きかける必要があるのでは

ないで

ます。二億円

の一人分と

は、

か、二年に一人分くらいで

は、

は、



答 平成十六年度、市の一般会計からの都留

文科大学特別会計への繰り出し金につきましては、八億二千九十八万八千五百八十三円となっており、その繰り出し金額確定までの経過についてのご質問であります

が、本市の十六年度一般会計収支は、国の三位一体改革等の影響による国庫補助金・地方交付税等の歳入財源の大幅な減額と併せて、田原土地区画整理事業を始めとする大学周辺整備事業等の普通建設事業費の伸びなどにより、前年度よりかなり厳しい状況となることが見込まれております。

また、十七年度以降につきましても更なる歳入減額の蓋然性と少子高齢化の進展による社会保障費などの増、また、来年度より本格化する「まるたの森クリー

ンセンター」の借入金返還、さらに十九年度より大幅な増額が見込まれます職員退職手当等への対応など

と共に、これまで不足財源

した財政調整基金も、今年度末で残高が著しい減額に転

じることから、一段と厳しい財政経営が予想されて

おります。

そのため、特別会計を含む本市全体での収支バランスを勘案し、当面の間、両会計間の繰出・繰入金額につ

きましては、その性格が財源補填措置であることにかんがみ、両会計の収支の

均衡を保つことを基本し、両会計の年度計画・収支見込等により、それぞれの財

政が適切に運営できるよう、大学と協議を重ね、決定したものであります。

現在、公立大学は、国立大学の独立法人化に続き、その動きが急であり、本学もその可能性について、調査、研究、また検討を加え

結論を出していかなければなら

ない状況にあります

が、そのことの可否は別に

いたしまして、本市にとつ

て、

大学は欠くことのない存在であり、これまで

に、

体育施設や文化施設、さら

に、

に、

駅舎建設等、様々な大学

周辺エリアの整備・充実を

重点的に進めてまいりまし

た。

これは、

住民サービスの

向上を図ることは勿論であります。大学に愛情を注ぎ、その発展を願ったからであり、今後もその姿勢は大学経営に対する財源補填措置も含め、設置者としての本市の責任において変わりないものであります。

しかしながら、国の財政

制度の見直しが制度化され、三位一体改革による地方交付税の縮小化が図られ、地方財政そのものが変革と自立を求められている状況下において、毎年、減額が予想される地方交付税

の算入数値を繰入金算定方法の絶対的なものとして固執することが、今後の大学の財政経営において適切であるとは言い難く、今日までの算定の経過を尊重しながら、都留市全体での財政状況の中で、毎年、両会計間の協議により、信頼性を欠くことなく、真に必要な繰出金額を確定することが合理的であり、将来的にも大学経営の安定化をはかれる手段であると判断しております。

次に、地方交付税算入に係る学生一人当たりの単価につきましては、平成十三年度の三十八万九千円

をピークに減少へと転じ、十六年度には三十三万四千円となりました。

単価は医科系、歯科系、理科系、文科系、家政系、芸術系に区分されており、これらの区分の中では、文科系の単価が一番低い額となっております。

文科系の中には、経済学部や法学部などの経営効率の高い部門が含まれているため、単価が抑えられる傾向にあるものと考えられます。

これまで算入単価の増額につきましては、公立大学設置団体協議会や公立大学協会を通じて、国への要望を行なってきたところであります。

地方交付税額の抑制の中で、現下の状況は大変厳しいものがありますが、今後も、公立大学協会などを通じて、その増額について組織的にかつ継続的に、国に働きかけてまいりたいと考えております。

意見書

議員提出意見書第二号

六月二十四日の本会議において、次の意見書を可決し関係機関あて提出しました。

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び

水準の維持向上を求める意見書

政府は、国の財政再建方針ともあいまって、国庫補助・負担金、地方交付税、税源移譲の「三位一体」改革の論議の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しを進めている。義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請を受け、昭和二十八年以来制度化され、国の責任として子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の義務教育を保障するものとしてきわめて重要な制度である。税源移譲されれば義務教育費国庫負担制度は廃止しても構わないとの指摘があるが、全額都道府県に税源移譲されたとしても、現状の国庫負担金を下回ることが十分に予想される。多くの県では財源が確保できずに「四十人学級」など現在の教育条件の維持すらも危惧され、また、県の財政を圧迫しひいては市町村財政にも影響を与えることにもつながるおそれがある。義務教育費国庫負担制度が維持されなければ、義務教育の推進に重大な影響を及ぼすことが必至であり、特に、山間地の多い山梨県においては、その影響は図りしれない。

また、見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外も検討課題として取り上げられているが、これは、義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校運営にも大きな影響を及ぼすものである。

よって、義務教育費国庫負担制度の現行水準を堅持し、教育の機会均等が引き続き確保されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月二十四日

都留市議会議長 近藤 明忠

提出先

文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

傍聴へのお誘い

あなたも議会を傍聴してみませんか。

市議会の様子を知るには、なんととっても議会を傍聴することが一番です。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名を記入するだけでできます。あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。

次回の定例会は九月に開会予定です。

詳しいことについては

議会事務局

電話 四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)

までお問い合わせください。



人事案件

公平委員会委員に 人権擁護委員に

平井幸成氏
園田雅夫氏

六月二十四日の本会議で公平委員会委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で平井氏が同意されました。

六月二十四日の本会議で人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求める議案が上程され、満場一致で園田氏が同意されました。

○都留市小形山一六九四番地一
平井幸成
昭和七年五月十五日生

○都留市大幡三三三三番地
園田雅夫
昭和十二年三月三十日生

固定資産評価員に 監査委員に

酒井利光氏
近藤明忠氏

六月二十四日の本会議で固定資産評価員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で酒井氏が同意されました。

六月二十四日の本会議で、議員のうちから選出する監査委員に近藤氏が満場一致で同意されました。



○都留市田原一丁目二番三〇号
酒井利光
昭和二十二年三月十日生

○都留市古川渡八三九番地一
近藤明忠
昭和九年三月三十一日生



議会日誌

四月

6日(水) ○都留文科大入学式
19日(火) ○市町村長及び市町村議会議長会議

20日(水) ○関東市議会議長会
第2回理事会 (甲府市)

21日(木) ○第71回関東市議会議長会定期総会 (甲府市)

29日(金) ○都留市政51周年記念式典 (甲府市)

10日(火) ○山梨県市議会議長会 (富士吉田市)

18日(水) ○愛媛県松前町行政視察来市

五月

25日(水) ○第81回全国市議会議長会定期総会 (千代田区)

○山梨県高速道路整備促進期成同盟会
平成17年度通常総会 (甲府市)

31日(火) ○第233回山梨県市議会議長会定期総会 (甲府市)

6日(月) ○議会運営委員会 (開 会)

10日(金) ○6月定例会 (開 会)

16日(木) ○6月定例会 (一般質問)

20日(月) ○総務常任委員会
○社会常任委員会

21日(火) ○経済建設常任委員会
24日(金) ○6月定例会 (閉 会)



次回の定例会は、**九月**に開会予定です。
お問い合わせは、議会事務局まで
電話 四三一一一一
内線 (三〇〇・三〇一)

請願や陳情は、 早めに準備

請願や陳情を提出する際は次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要です。
陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署者も同様)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一絡のもの、福祉関係と税務関係が一絡のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しください。

○提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月) 招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

